

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 消防本部
令和2年度4月～8月分 必要に応じて令和元年度分 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和2年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和2年9月25日～令和2年11月11日 |
| 6 | 監査の結果 | |

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 交通事故の防止について

消防本部が策定した車両誘導マニュアルは、次のように定めている。

- ・ 誘導は、原則、乗組員全員で実施する。
- ・ 後退時の誘導は、斜め後方で行うこととし、2 人の場合は、車両左右斜め後方を誘導位置とし、前方確認が必要な場合は、1 人を前部に配置する。3 人の場合は、主となる誘導員を決め、後部に2人、前部に1人の3箇所誘導を行う。
- ・ 誘導は、警笛等により行う。警笛等は、主となる誘導員が使用し、危険があるときのみ他の誘導員が使用する。
- ・ 誘導は、車両の移動する方向及び位置の確認とともに、障害物等の状況を全員で共有して行う。

しかしながら、令和元年7月10日に、岐阜市民病院敷地内において、消防車両を指定された位置に駐車するため後退させた際、運転手のほか2人の同乗者全員が降車のうえ、車両誘導マニュアルに定める誘導位置で誘導していたが、運転手、誘導員ともに消防車両が柵に接近していることが分からず、柵に接触する事故が発生した。

また、令和元年7月20日に、JR東海道本線鉄橋下堤外道路において、消防車両を方向転換するため後退させた際、運転手のほか3人の同乗者全員が降車のうえ、後退場所全体を見通せる位置で誘導していた。しかし、誘導員の一人は消防車両が鉄製ポールに接近し危険があることに気付きながらも警笛等により運

転手や主となる誘導員に知らせなかったため、運転手が消防車両と鉄製ボールの位置関係を把握できず、これに接触する事故が発生した。

今後は、車両誘導マニュアルの内容が事故防止に有効か点検するとともに、職員に対し、その遵守の徹底を図られたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市物品管理規則第 14 条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。

しかしながら、消防本部では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。